

施設名	刈谷市南部福祉センター (身体障害者デイサービスセンターたんぽぽ)		
主管部課等名	福祉健康部福祉総務課		

(1)指定管理者の概要

指定管理者	社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会		
所在地	刈谷市下重原町3丁目120番地		
管理体制	所長1人、支援員4人、介護職員5人、看護師2人		
指定期間	R2.4.1～R7.3.31	指定方法	任意
管理業務の内容	施設の管理運営に関する業務、地域生活支援事業(レスパイト)に関する業務		

(2)運営状況

行事・講座等	創作活動、音楽療法、外出レク、機能訓練等			
サービス向上への取り組み	利用者アンケートや日々の利用者との関わりの中で意見を吸い上げ、また、毎月職員で行う運営会議を通してより良いサービスの提供に務めている。			
利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用人数(人)	1,824	1,685	1,843	1,753

満足度アンケート	概要	実施時期:毎年10月 実施方法:利用者へのアンケート用紙を配布・回収 設問:施設の利用について「大変満足」「満足」「概ね満足」「普通」「やや不満」「不満」から選択			
	結果	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	回収率(%)	100.0	91.3	88.0	95.5
	「大変満足」「満足」「概ね満足」の割合(%)	79.2	90.0	81.0	81.0
	上記への対応状況	「職員の皆さんが常に声をかけてくれるため、明るい事業所の印象がある。入浴も家族にとってはありがたい」、「一人ひとりの利用者に手厚い支援を行ってくれ、安心して通所できるため感謝しています」といった高い評価を得られている。			

モニタリング実施結果

利用者の反応及びその対応状況	「室内のエアコンの温度調節を状況に応じてこまめに行ってほしい」という声があった(コロナ渦により常時換気を行っていたため、従来の設定温度では暑かったと考えられる)。これを受け、利用者の様子や状況を観察し、こまめに調節することで、快適な温度管理に努めている。また、必要時は扇風機などを使用することとしている。(R3)
利用者の反応及びその対応状況	元々トイレが男女別になっていなかったことから、利用者のプライバシー等に配慮する必要があるとして「トイレを男女別、個室に扉をつけてほしい」という声を受け、トイレ改修工事を行い、男女別にし、それぞれブース形式のトイレを設置した。(R4)
事故内容及びその対応状況	利用者の歯磨きセットの置き忘れが利用者帰宅後のフロア内清掃時に発覚した。当該利用者が持ち物を普段とは異なる場所に置いてしまったことが原因と考えられるが、これを受け、利用者が帰る前の忘れ物確認係によるチェックに加え、職員間で忘れ物確認をしっかりと行うよう改めて意識を統一している。(R5)

その他特記事項	
---------	--

(3)収支の状況

収支の状況(単位:円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	63,716,724	57,867,364	43,832,131	46,636,589
	利用料金	31,289,672	28,004,039	31,442,935	29,800,407
	その他	1,075,577	919,580	3,555,355	3,263,235
	収 入(計)	96,081,973	86,790,983	78,830,421	79,700,231
支出	事業費	6,017,883	6,825,081	8,232,997	7,342,818
	管理運営費	22,211,123	19,134,050	19,746,038	21,560,124
	人件費	66,932,765	59,960,781	50,064,672	50,011,502
	その他	920,202	871,071	786,714	785,787
	支 出(計)	96,081,973	86,790,983	78,830,421	79,700,231

(4)総合評価

評価項目		判定
	法令等の遵守	B
	適正なサービスの提供(苦情対応・アンケートなど)	A
	運営状況(協定書、事業計画書等に沿って運営されているか)	B
	施設の利用状況(稼働状況、事業計画の達成度など)	B
	管理経費等の収支状況(経理状況や経費節減の取組み)	B
	自主事業の実施状況	B
	施設の維持管理状況	B
	保守管理の実施状況	B
総合評価		判定
評価の理由	アンケートにおける利用者の満足度が常に高く、また配慮が必要な利用者も多い中、それぞれの利用者の声や様子を観察し適切に対応されているため。	B

(4)総合評価の欄について

判定は、各項目につき、下記の4段階評価し、評価不能な項目は「－」とする。

- A:協定書、仕様書に定める内容を上回る成果があった。
B:概ね協定書、仕様書に定める内容どおりの成果があった。
C:協定書、仕様書に定める業務内容に達しない面があり、改善の努力が必要。
D:管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要する。
－:実施していない。